

年管発 0616 第 1 号
平成 26 年 6 月 16 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公 印 省 略）

日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領の改正について

滞納処分等の認可処理については、「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領の改正について」（平成 23 年 12 月 14 日年発 1214 第 3 号）をもって通知しているところであるが、今般、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 63 号）の施行に伴い、基金徴収金に係る滞納処分等の認可申請等の手続きについて、別添のとおり当該処理要領を改正したので通知する。貴職におかれては、その旨を御了知の上、滞納処分等に関する適正な事務の執行にご尽力をお願いする。

日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の6第1項、国民年金法（昭和34年法律第141号）第109条の6第1項、健康保険法（大正11年法律第70号）第204条の3第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第153条の3第1項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第32条の3第1項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第18条第1項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）第14条第1項及び児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条の3第1号（以下「社会保険各法」という。）に規定する滞納処分等の実施に係る厚生年金保険法第100条の9第1項及び第2項、国民年金法第109条の9第1項及び第2項、健康保険法第205条第1項及び第2項、船員保険法第153条の7第1項及び第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の6第1項及び第2項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律第20条第1項及び第2項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律第16条第1項及び第2項の規定による地方厚生（支）局長が行う認可については、この要領によるものとする。

1. 事務の概要

日本年金機構（以下「機構」という。）が滞納処分や財産調査を行う場合には、事前に厚生労働大臣（地方厚生（支）局（以下「地方厚生局等」という。）の認可を受ける旨の規定が社会保険各法に設けられている。

この滞納処分等に係る認可申請については、毎月一定時期を定めて行う「通常の認可申請」、厚生年金保険法第85条等に規定する繰上徴収等に該当する場合にその都度行う「緊急時の認可申請」並びに会計検査院から指摘された徴収不足保険料及び年金の不正受給に関する返納金等にかかる「随時の認可申請」がある。

これら滞納処分等の認可は、対象となる件数が大量となることが見込まれる一方、迅速性も求められていることから、認可申請及び認可手続においては、出来る限り事務の簡素化を図ることとしている。地方厚生局等に対する認可申請が機構本部又は機構年金事務所から行われるので、地方厚生局等においては、当該申請の審査を行い、認可書を交付する。

(1) 通常時の認可申請

毎月一定時期を定めて機構本部より行う通常時の認可申請は、厚生年金保険法第86条第5項第1号、国民年金法第96条第4項、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下、「平成25年改正法」という。）附則第13条第2項等の規定により猶予された期間内に納付のない基金徴収金及び附則第16条第1項等の規定により、「督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき」に国税滞納処分の例により行う滞納処分に関するものである。

「認可申請書」（別添2-1～2-3）には、機構本部において作成する「督促状発行内訳データ」（別添3-1～3-3）を添付させることとしている。

なお、督促状発行内訳データには、指定の期限までに保険料等が完納された事案又は緊急時の認可申請として申請がなされた事案も含まれ得ることから、認可申請書に「ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに保険料等が納付（完納）されているもの及び別途認可申請を行ったものを除く」旨の文言を記載させることとしている。

(2) 緊急時の認可申請

厚生年金保険法第85条に規定する繰上徴収に該当する場合など、速やかに滞納処分等を実施する必要がある場合には、「認可申請書」（別添5-1、5-2）に繰上徴収等の実施に関する関係書類を添付させた上で、機構年金事務所より、管轄の地方厚生局等に申請させることとしている。

① 厚生年金保険関係

厚生年金保険関係の緊急時の滞納処分等は、厚生年金保険法第85条等に規定する繰上徴収に該当する事案の事実確認を機構年金事務所が行い、納期を繰り上げた納入告知書の発行や指定期限の繰上の実施について、随時に歳入徴収官（年金局事業管理課長）へ報告を行うことから始まり、地方厚生局等の認可を経て、滞納処分の実施までを一連の徴収事務として迅速に対応させる必要がある事務である。

このため、機構年金事務所に、納付義務者の名称（氏名）、所在地（住所）、繰上徴収となる事由等を記載した「繰上徴収等実施書」（別添6-1、6-2）を作成させ、関係書類を添付して、機構ブロック本部等を経由することなく直接厚生労働省年金局に提出させることとしている。この手続きと並行して、地方厚生局等には、「認可申請書」（別添5-1に繰上徴収等実施書及び関係書類の写しを添付）を提出させ

ることとしている。

なお、滞納処分等に係る認可を受けていない月分について交付要求を行う場合にも、繰上徴収による緊急時の認可申請書を提出させることとしている。

※必要な関係書類の写し等については別紙によること。

②国民年金関係

国民年金関係の緊急時の滞納処分等は、国民年金法第96条の規定に基づく国税徴収法第82条に規定する事案の事実確認を機構年金事務所が行い、迅速な督促状の発行について、随時に歳入徴収官へ報告を行うことから始まり、地方厚生局等の認可を経て、滞納処分の実施までを一連の徴収事務として迅速に対応させる必要がある事務である。

このため、機構年金事務所に、納付義務者の氏名、住所、基礎年金番号、督促状を早期に発行する理由等を記載した「督促状発行実施書」（別添7）を作成させ、関係書類を添付して、機構ブロック本部等を経由することなく直接厚生労働省年金局に提出させることとしている。

この手続きと並行して、地方厚生局等には、「認可申請書」（別添5-2に督促状発行実施書及び関係書類の写し等を添付）を提出させることとしている。

※必要な関係書類の写し等については別紙によること。

（3）随時の認可申請

会計検査院から指摘された徴収不足保険料等の随時調定保険料、手管理債権保険料、平成25年改正法附則第16条第1項に規定する加算金で随時調定を行った基金徴収金等であって、督促状の発行を行ったものについて、機構年金事務所より管轄の地方厚生局等へ「認可申請書」（別添9-1～9-5）及び「認可申請内訳データ」（別添3-4～3-10）を添付し提出させることとしている。

なお、認可申請内訳データには、指定の期限までに保険料等が完納される事案又は緊急時の認可申請として申請がなされた事案も含まれ得ることから、認可申請書に「ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに保険料等が納付（完納）されているもの及び別途認可申請を行ったものを除く」旨の文言を記載させることとしている。

2. 認可基準

（1）通常時の認可申請

機構が行う滞納処分は、国の権限を法律により機構に委任しているもの

であり、また、通常時の認可申請は恒常的に、かつ、大量に行われるものである。

このため、地方厚生局等における審査は、滞納処分等認可申請書に添付される督促状発行内訳データにより、未納金額（督促金額）が発生していることを確認することにより行うこと。

（２）緊急時の認可申請

緊急時の認可申請は、保険料の繰上徴収に伴う保険料調定や督促状の発行から滞納処分までを一連の徴収事務として緊急的に対応する必要がある事務である。このため、地方厚生局等における審査は、認可申請書に添付される「繰上徴収等実施書（国民年金にあっては「督促状発行実施書」）」の写し及び関係書類の写しから、厚生年金保険法第８５条や国民年金法第９６条等の規定に基づく国税徴収法第８２条の規定に該当している申請であることを確認することにより行うこと。

（３）随時の認可申請

随時の認可申請に関する地方厚生局等の審査は、認可申請書に添付される「督促状発行伺い」の写し及び認可申請内訳データにより、未納金額（督促金額）が発生していることを確認することにより行うこと。

３．認可手順

認可申請から認可までの標準的な事務処理の流れは別添１－１～別添１－４のとおりであるので、出来る限り、この認可手順に沿って認可が執行できるよう留意すること。また、認可申請書の提出にあたっては、機構本部及び機構年金事務所に対し、事前に各様式による認可申請書の写し及び別添３－１～別添３－１０による督促状発行内訳データ又は認可申請内訳データ、別添６－１、別添６－２の様式による繰上徴収等実施書の写し又は別添７の様式による督促状発行実施書の写し等の関係資料を管轄の地方厚生局等宛にメールで提出させた上で、認可申請書の正本のみを遅滞なく送付させること。

なお、この認可手順に沿った事務が円滑に実施できるよう、例えば、認可申請書の提出に遅れを来たさないようにさせるなど、必要に応じて、機構を指導すること。

４．認可等

（１）通常時の認可

「督促状発行内訳データ」について、2（1）の確認を行い、基準に該当するものとして認可をすべきと認めたときには、別添4－1、別添4－2の様式による認可書を機構本部宛に発出することとし、認可すべきでない事案がある場合には、その旨を記載した一覧表等を作成し、その内容を明らかにして認可すること。

認可書の交付にあたっては、事前に認可書の写し及び一覧表等を機構本部宛にメールで送付し、認可書の正本のみを遅滞なく送付すること。

また、督促状発行データに掲げられた全件について認可が行われる場合には、認可内容に紛れがないので、機構本部に対するメールの送付は認可書の写しのみとして差し支えない。

なお、認可書の日付は督促状指定期限の日の翌日（当該日が行政機関の休日にあたる場合は、これらの日の翌日とする。以下同じ。）とすること。

（2）緊急時の認可

繰上徴収等実施書（国民年金にあっては督促状発行実施書）の写し及び関係書類の写しについて、2（2）の確認を行い、基準に該当するものとして認可をすべきと認めたときには、別添8－1、別添8－2の様式による認可書の写しを機構年金事務所宛にメールで送付するとともに 認可書の正本のみを遅滞なく送付すること。

なお、認可書の日付は、督促状の指定期限について日時を定めている場合には、その日とし、期日を定めている場合には、督促状の指定期限の翌日とすること。

また、機構年金事務所において、認可申請をした当日に滞納処分等に着手する場合には、地方厚生局等に電話連絡がなされることとしているので、速やかに認可を行い、認可した旨を電話連絡することとし、同一日に同一機構年金事務所から行われた認可申請書については、一つの認可書にまとめて認可して差し支えないこと。

（3）随時の認可

「認可申請内訳データ」について、2（3）の確認を行い、基準に該当するものとして認可をすべきと認めたときには、別添8－1、別添8－2の様式による認可書の写しを機構年金事務所宛にメールで送付するとともに、認可書の正本のみを遅滞なく送付すること。

また、同一日に同一機構年金事務所から行われた認可申請書については、一の認可書にまとめて認可して差し支えないこと。

なお、認可書の日付は督促状指定期限の日の翌日とすること。

5. その他

- (1) 国民年金関係で認可後に督促状の返戻等により、督促状の発行が取り消された場合は、「滞納処分等の認可後に判明した督促状の取消について」(別添10)に「認可後督促状発行取消データ」(別添11)を添付して報告されることから、先に報告されている督促状発行内訳データの整理を行うこと。
- (2) 本件認可事務に係る疑義については、厚生労働省年金局事業管理課宛に照会すること。

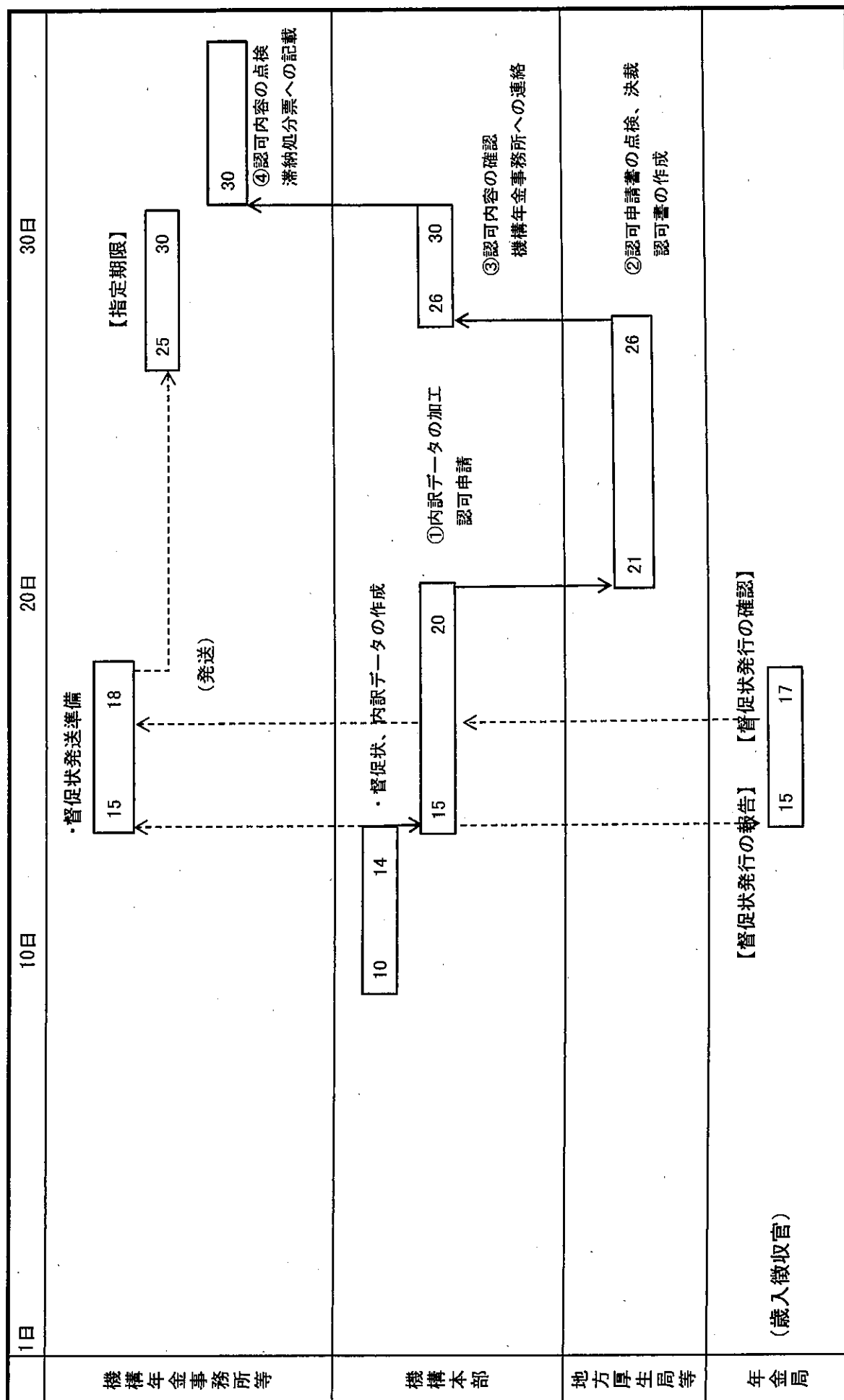
緊急時の滞納処分認可申請に必要な添付書類（厚生年金関係）

ケース	1	2	3	4
	納付期限の変更を伴う処理		指定期限の変更を伴う処理	
	納入告知前の 納付期限 の繰り上げ	納入告知後の 納付期限 の繰り上げ	督促状発送前 の指定期限の 繰り上げ	督促状発送後 の指定期限の 繰り上げ
共-1 認可申請書	○	○	○	○
共-2 繰上徴収等実施書の写し	○	○	○	○
共-3 強制換価手続きの事実が確認出来る書類等	○	○	○	○
共-4 倒産又は事業廃止の事実の分かる資料（新聞記事、情報誌等）ただし、事業所を訪問し倒産の事実を確認した場合には、その事跡を記載した滞納処分票の写し	○	○	○	○
共-5 繰上徴収伺の写し	○	○	○	○
共-6 繰上通知書の写し	○	○	○	○
1	随時調定決議書の写し	○	—	—
	随時調定処理票の写し	○	—	—
	納入告知書の写し	○	—	—
2	納付期限変更処理票の写し	—	○	—
	納付書の写し	—	○	—
3・4	指定期限変更処理票の写し	—	—	○
	督促状発行伺の写し	—	—	○
	督促状の写し	—	—	○

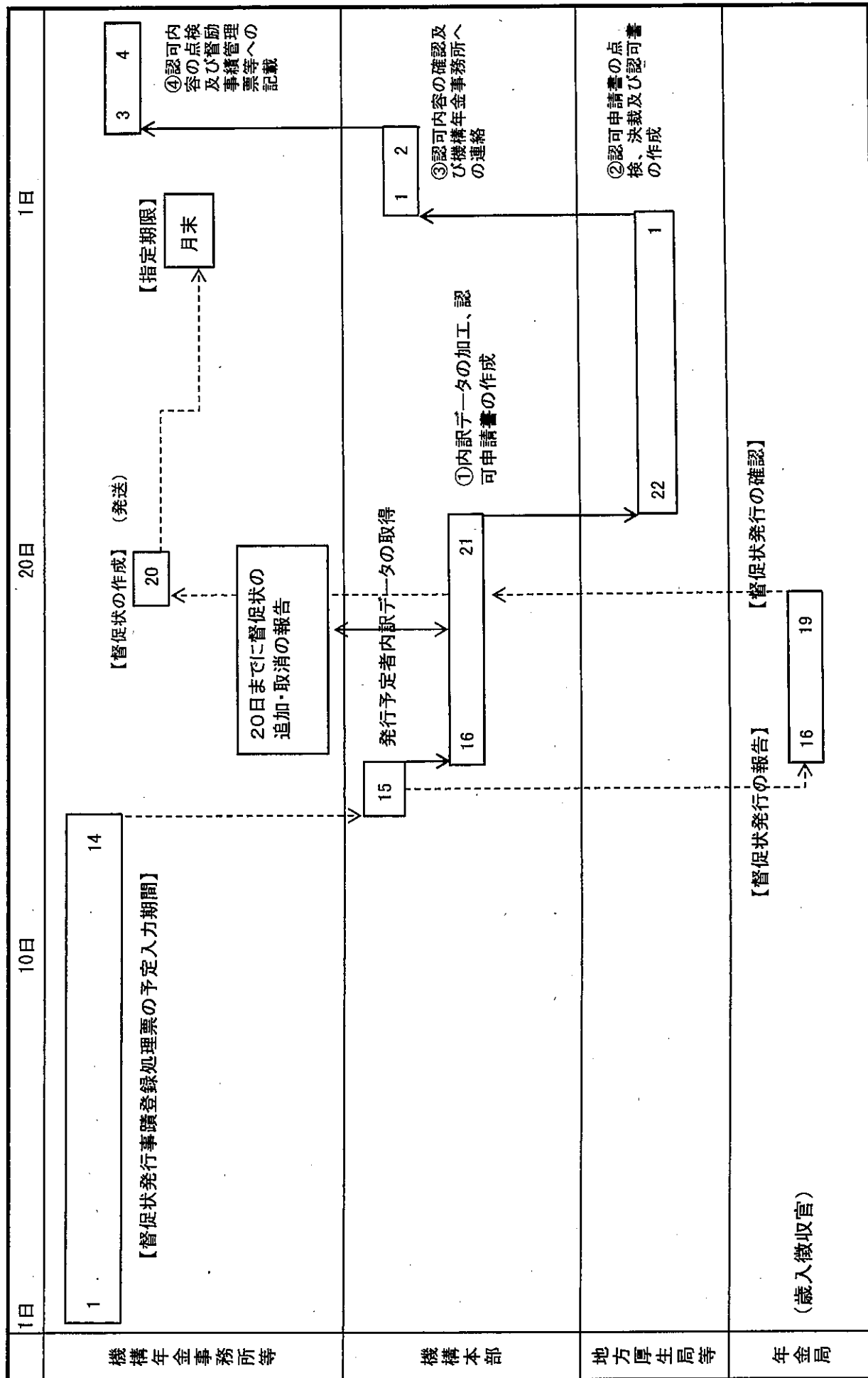
※ 共-3、共-4についてはどちらか一方を添付すること。

緊急時の滞納処分認可申請に必要な添付書類（国民年金関係）

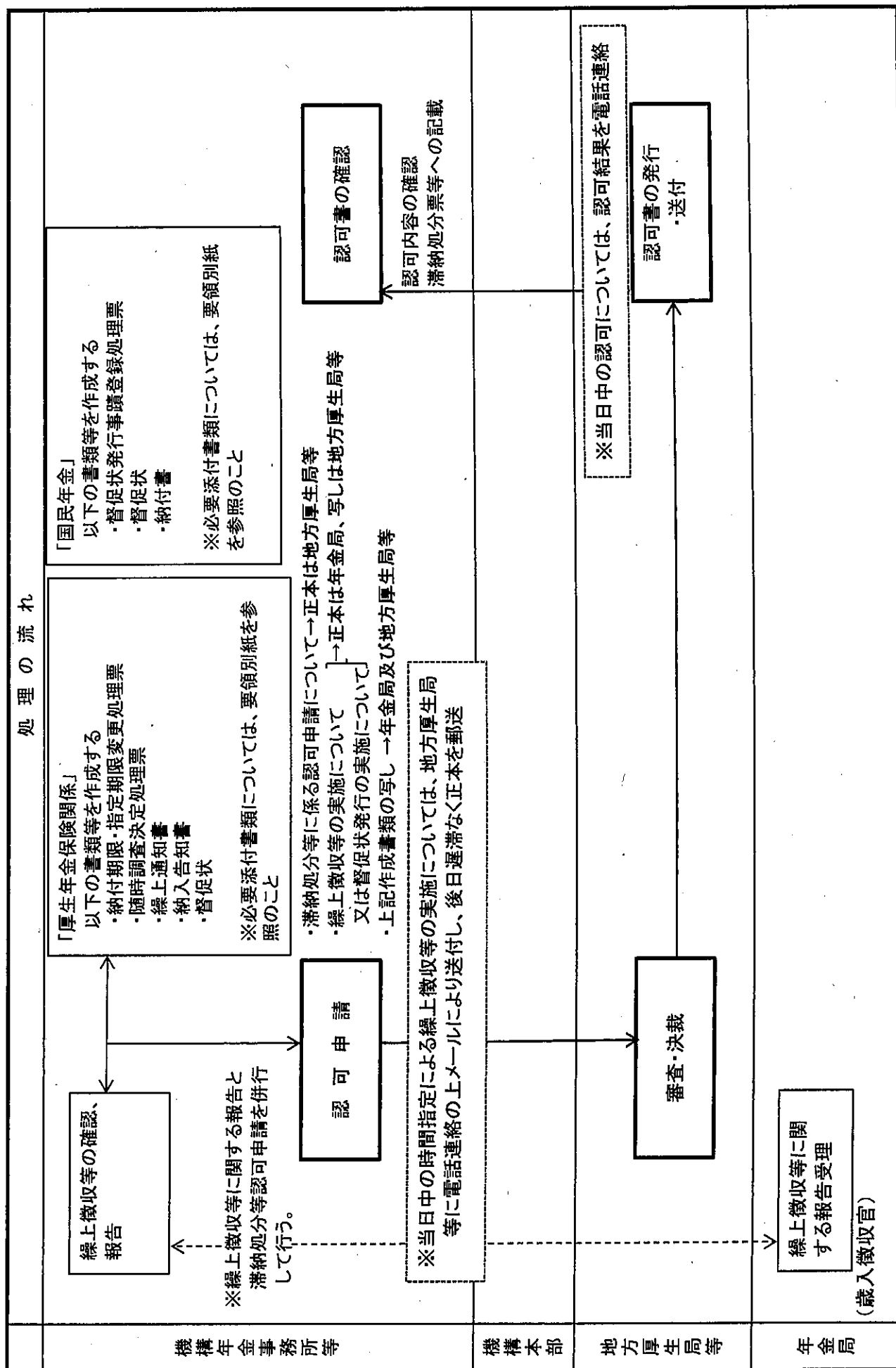
ケース	全てのケース
共-1 認可申請書	○
共-2 強制換価手続きの事実が確認出来る書類等	○
共-3 被保険者記録照会回答票の写し	○
共-4 督促状発行実施書の写し	○
共-5 督促状発行事蹟登録処理票の写し	○
共-6 督促状の写し	○
共-7 納付書の写し	○



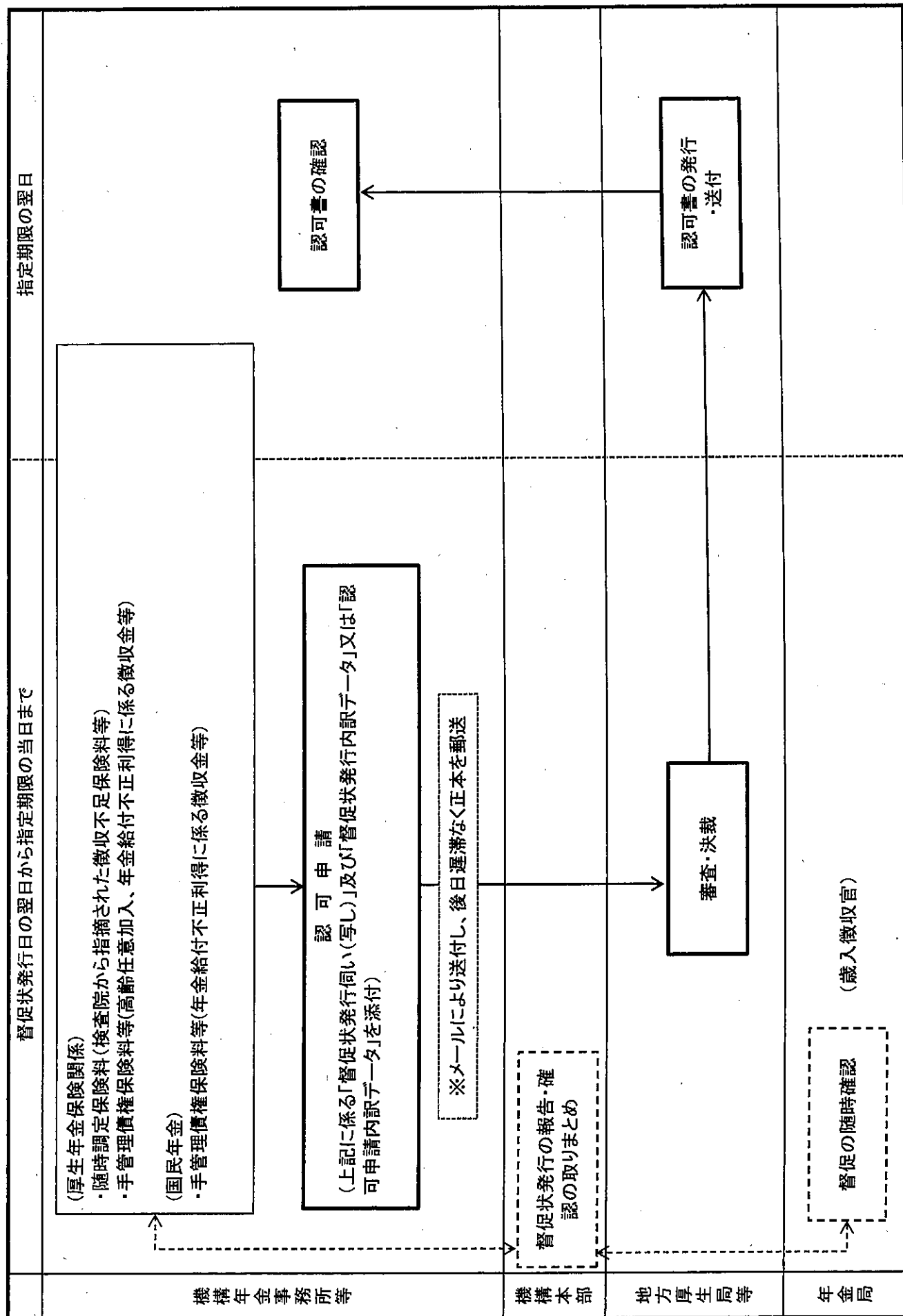
※作業期間(日程)は標準的な期間である 点線は督促状確認、実線は滞納処分認可の流れ



※作業期間(日程)は標準的な期間である 点線は督促状確認、実線は滞納処分認可の流れ



※点線は督促状確認、実線は滞納処分認可の流れ



※点線は督促状確認、実線は滞納処分認可の流れ

通常時の厚生年金保険関係の滞納処分等認可申請書

別添 2 - 1

〇〇〇発第〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構理事長

〇〇 〇〇印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の三第一項、厚生年保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十八条第一項及び児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の三第一項の規定に基づき、当機構において実施する平成〇〇年〇〇月分厚生年金保険料等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに保険料等が納付（完納）されているもの及び別途認可申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について、別添のとおり認可申請します。

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

通常時の基金徴収金関係の滞納処分等認可申請書

別添 2 - 2

年機構発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構理事長

〇〇 〇〇印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項の規定に基づき、当機構において実施する平成〇〇年〇〇月分基金徴収金等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに徴収金等が納付（完納）されているもの及び別途認可申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について、別添のとおり認可申請します。

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

通常時の国民年金関係の滞納処分等認可申請書

別添 2 - 3

〇〇〇発第〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構理事長

〇〇 〇〇印

滞納処分等に係る認可申請について

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の六第一項及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十二条の三第一項の規定に基づき、当機構において実施する平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで督促した国民年金保険料等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに納付（完納）されているもの及び別途認可申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について、別添のとおり認可申請します。

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

厚生年金保険・督促状発行内訳データイメージ(督促状発行予定者)

督促状発行内訳データ

[illegible]

船員保険・督促状発行内訳データメージ(督促状発行予定者)

督促状発行内訳于一夕

[illegible]

基金徴収金・督促状発行内訳データイメージ(督促状発行予定者)

事務所名 ○○

	事業所整理 記号・番号	事業所名称	請求期間 終了日	納付 目的月	督促金額			原因
					徴収金	1号加算金	2号加算金	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

認可申請(一般保険料)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

	事業所管理記号	事業所名称	督促状発行日	指定期間	月分	督促金額			原因
						健康	厚生	児童	
1	99-99	*****	99999999	99999999	〇〇年〇〇月	999,999	999,999	999,999	*****
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

※原因欄には、会計検査院指摘分、随時調定分等の記載をしてください。

認可申請(船員保険)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

	事業所整理記号	船舶所有者名称	賞状発行日	指定期限	月分	督促金額		原因
						船保	厚生	
1	99-99	*****	99999999	99999999	〇〇年〇〇月	999,999	999,999	*****
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

※原因欄には、会計検査院指摘分、随時調定分等の記載をして下さい。

認可申請(高齢任意加入被保険者)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

	事業所管理記号	事業所名称	置促状発行日	指定期限	月分	置促金額		備考
						厚年	元置	
1	99-99	*****	99999999	99999999	〇〇年〇〇月	999,999	999,999	*****
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

認可申請(健康保険法第3条第2項被保険者)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

	事業所整理記号	事業所名称	償還状況発日	指定期限	月分	返戻金額		備考
						保険料	追徴金	
1	99-99	*****	99999999	99999999	〇〇年〇〇月	999,999	999,999	*****
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

認可申請(厚生年金特例法)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

	事業所管理記号	事業所名称	書記状発行日	指定期限	月分	督促金額		原因
						督促料	保険料	
1	99-99	*****	99999999	99999999	〇〇年〇〇月	999,999		原因となった対象月 *****
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

認可申請(年金給付不正利得の返納金)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

年金種別	年金証書記号番号	住所・氏名	督促発行日	指定期限	返納すべき期間	返納金額	備考
1	〇〇〇〇 ×××××××	**** *****	99999999	99999999	自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日	9,999,999	*****
2					自 至		
3					自 至		
4					自 至		
5					自 至		
6					自 至		
7					自 至		
8					自 至		
9					自 至		
10					自 至		

認可申請(基金徴収金)内訳データ・イメージ

〇〇年金事務所

事業所整理記号	事業所名称	書込状況	発行日	指定期限	期末日	月分	徴収金	第1号加算金	第2号加算金	原因
1 01-アイウ	株〇〇〇		99.99.99	99.99.99		99.99	99,999	99,999	999	定例調定
2 02-イロハ	株〇〇〇		99.99.99	99.99.99		99.99	99,999	99,999	999	随時調定
3 03-ウハ	株〇〇〇		99.99.99	99.99.99		99.99	99,999	99,999	999	公示送達分
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※原因欄には、定例調定分、随時調定分、公示送達等の記載をしてください。

通常時の厚生年金保険関係の滞納処分等認可書の例

別添 4 - 1

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構理事長 殿

認 可 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号で申請のあった厚生年金保険法
第百条の六第一項等の規定に基づく滞納処分等について、申請のとおり
別添のとおり
認可する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長 印

※必要があるときは所要の調整を加えることができる。

通常時の国民年金関係の滞納処分等認可書の例

別添 4 - 2

〇〇〇発第〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構理事長 殿

認 可 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付発第〇〇〇〇〇〇〇号で申請のあった国民年金法第
百九条の六第一項等の規定に基づく滞納処分等について、申請のとおり
別添のとおり
認可する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長 印

※必要があるときは所要の調整を加えることができる。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条の三第一項及び児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の三第一項の規定に基づき、当年金事務所において実施する平成〇〇年〇〇月分厚生年金保険料等に係る滞納処分等について認可申請します。

なお、当該申請は、別添写しのとおり、厚生年金保険法第八十五条及び健康保険法第七十二条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項に基づく厚生年金保険法第八十五条等の規定に該当するものとして、厚生労働省年金局に報告していることを申し添えます。

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の六第一項の規定に基づき、当年金事務所において実施する平成〇〇年〇〇月分から平成〇〇年〇〇月分国民年金保険料に係る滞納処分等について認可申請します。

なお、当該申請は、別添写しのとおり、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第八十二条第一項の規定に掲げる強制換価手続が行われたものとして、厚生労働省年金局に報告していることを申し添えます。

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

繰上徴収等の実施について

当管内に所在する〇〇〇〇については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十五条及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百七十二条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項に基づく厚生年金保険法第八十五条等の規定に該当することを確認しましたので、下記のとおり保険料等の納付期限の変更等の必要な手続を実施します。

1. 対象事業所の名称、所在地
2. 繰上徴収となる理由（該当条文等も記載）
3. 添付書類等
 - （1）納付期限変更処理票
変更後の納付期限日 平成 年 月 日
 - （2）随時調査決定処理票（平成〇〇年〇〇月分）

調査決定額の内訳	健保	円
	厚年	円
	児童	円
 - （3）納入告知書の写し
 - （4）保険料納付期限繰上げ通知書の写し
 - （5）強制換価手続きの事実が確認できる書類等

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

繰上徴収等の実施について

当管内に所在する〇〇〇〇〇については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十五条及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百七十二条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項に基づく厚生年金保険法第八十五条等の規定に該当することを確認しましたので、下記のとおり保険料等の指定期限の変更等の必要な手続を実施します。

1. 対象事業所の名称、所在地
2. 繰上徴収となる理由（該当条文等も記載）
3. 添付書類等
 - （1）指定期限変更処理票
変更後の指定期限日 平成 年 月 日
 - （2）督促状の写し
 - （3）保険料指定期限繰上げ通知書の写し
 - （4）強制換価手続きの事実が確認できる書類等

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

督促状発行の実施について

当管内に所在する〇〇〇〇については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第八十二条第一項の規定に掲げる強制換価手続が行われたことを確認しましたので、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十六条第二項の規定に基づき、下記のとおり保険料の督促状発行に係る手続を実施します。

1. 対象事案の基礎年金番号、氏名、住所
2. 督促状等を早期に発行する理由
3. 添付書類等
 - （1）督促状発行事蹟登録処理票の写し
 - （2）督促状の写し
 - （3）納付書の写し
 - （4）強制換価手続きの事実が確認できる書類等
 - （5）被保険者記録照会回答票の写し

照会先 〇〇年金事務所
〇〇〇〇課 〇〇
電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

滞納処分等認可書（通常時以外：厚生年金保険関係）の例

別添 8 - 1

〇〇〇発第〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構〇〇年金事務所長 殿

認 可 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇〇号で申請のあった厚生年金保険法
第百条の六第一項等の規定に基づく滞納処分等について認可する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長 印

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

滞納処分等認可書（通常時以外：国民年金）の例

別添 8－2

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構〇〇年金事務所長 殿

認 可 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇〇号で申請のあった国民年金法第
百九条の六第一項の規定に基づく滞納処分等について認可する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長 印

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の三第一項及び児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の三第一項の規定に基づき、当年金事務所において実施する平成〇〇年〇〇月分として随時調査決定された別添の認可申請内訳データに係る厚生年金保険料等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに納付（完納）されているもの及び別途申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について認可申請します。

添 付 書 類 ： 認可申請内訳データ及び督促状発行伺いの写し

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項及び児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の三第一項の規定に基づき当年金事務所において実施する、別添の認可申請内訳データに係る平成〇〇年〇〇月分厚生年金保険料等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに納付（完納）されているもの及び別途申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について認可申請します。

添 付 書 類 : 認可申請内訳データ及び督促状発行伺いの写し

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。
なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十三条の三第一項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十八条第一項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払いの遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第六条及び児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の三第一項の規定に基づき当年金事務所において実施する、別添の認可申請内訳データに係る厚生年金保険料等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに納付（完納）されているもの及び別途申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について認可申請します。

添 付 書 類 ： 認可申請内訳データ及び督促状発行伺いの写し

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

〇〇発第〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の六第一項の規定に基づき当年金事務所において実施する、別添の認可申請内訳データに係る基金徴収金等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに納付（完納）されているもの及び別途申請を行ったものを除く。）に係る滞納処分等について認可申請します。

添 付 書 類 ： 認可申請内訳データ及び督促状発行伺いの写し

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

〇〇〇発第〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等に係る認可申請について

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の六第一項及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十二条の三第一項及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払いの遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第六条の規定に基づき、当年金事務所において実施する別添の認可申請内訳データに係る平成〇〇年〇〇月付けで督促した国民年金保険料等（ただし、督促状による指定期限（平成〇〇年〇〇月〇〇日）までに納付（完納）されているものを除く。）に係る滞納処分等について別添のとおり認可申請します。

添 付 書 類 ： 認可申請内訳データ及び督促状発行同いの写し

照会先 〇〇年金事務所

〇〇〇〇課 〇〇

電話番号

備考：必要があるときは所要の調整を加えることができる。

なお、本文中の該当条文は対象となる保険料等にあわせて調整すること。

国民年金関係 滞納処分等認可後に督促状の返戻等により認可取消を依頼する
場合の依頼文書の例

別添 10

〇〇〇発第〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長 殿

日本年金機構理事長

〇〇 〇〇 印

滞納処分等の認可後に判明した督促状の取消について

平成〇〇年〇〇月〇〇日で滞納処分等の認可を受けた者のうち、
別添の「国民年金保険料督促状発行予定者変更データ」に記載された
者については、督促状の発行が取り消されたことを報告します。

認可後督促状発行取消データ(国民年金保険料関係)

〇〇年金事務所

通番	督促年月日	認可年月日	統一事務所コード	基礎年金番号	督促月数	督促保険料調定金額	連帯納付義務者部数	取消理由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

記入上の注意

- ・滞納処分等の認可を受けた後に督促状が返戻された等の理由により、発行事蹟を取り消す場合本様式により報告する。
- ・「取消理由」欄には、「〇〇月〇〇日転居先不明のため督促状返戻。〇〇月〇〇日督促状発行事蹟を取消」等詳細に記入する。
- ・報告は機構LAN全国共有フォルダにある「国民年金保険料督促状発行予定者変更データ」登録フォルダに登録し、併せて強制徴収企画指導Gあて電話連絡すること。